4　第一項に規定するもののほか、浮体式の性能規定にあっては、次の各号に定めるものとする。

一　載荷重及び利用状況に応じた浮体の動揺及び傾斜が許容される範囲内となる所要の諸元を有すること。

二　主たる作用が載荷重及び変動波浪である変動状態に対して、浮体の転覆の生じる危険性が限界値以下であること。

三　発電を安全かつ円滑に行うための所要の乾舷を有すること。

四　主たる作用が載荷重、変動波浪、レベル一地震動並びに船舶の接岸及び牽引である変動状態に対して、浮体の係留設備の部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

**第六十条～第六十五条**　（略）

（給水設備の性能規定）

**第六十六条**　第九十条の規定は、給水設備の性能規定について準用する。

**第六十七条・第六十八条**　（略）

（人の乗降設備の性能規定）

**第六十九条**　第九十三条又は第九十五条の規定は、人の乗降設備の性能規定について準用する。

**第七十条～第七十四条**　（略）

（臨港交通施設）

**第七十五条**　臨港交通施設の要求性能に関し省令第四十条の告示で定める事項は、次条から第八十条までに定めるとおりとする。

**第七十六条～第七十八条**　（略）

（駐車場の性能規定）

**第七十九条**　第七十七条第一号及び第五号の規定は、駐車場の性能規定について準用する。

2　（略）

**第八十条**　（略）

**第五十九条～第六十四条**　（略）

（給水設備の性能規定）

**第六十五条**　第八十九条の規定は、給水設備の性能規定について準用する。

**第六十六条・第六十七条**　（略）

（人の乗降設備の性能規定）

**第六十八条**　第九十二条又は第九十四条の規定は、人の乗降設備の性能規定について準用する。

**第六十九条～第七十三条**　（略）

（臨港交通施設）

**第七十四条**　臨港交通施設の要求性能に関し省令第四十条の告示で定める事項は、次条から第七十九条までに定めるとおりとする。

**第七十五条～第七十七条**　（略）

（駐車場の性能規定）

**第七十八条**　第七十六条第一号及び第五号の規定は、駐車場の性能規定について準用する。

2　（略）

**第七十九条**　（略）

（荷さばき施設）

**第八十一条**　荷さばき施設の要求性能に関し省令第四十四条の告示で定める事項は、次条から第八十四条までに定めるとおりとする。

**第八十二条～第八十四条**　（略）

（保管施設）

**第八十五条**　保管施設の要求性能に関し省令第四十六条の告示で定める事項は、次条から第八十八条までに定めるとおりとする。

**第八十六条**　第八十三条第一項の規定は、野積場、貯木場及び貯炭場の性能規定について準用する。

**第八十七条**　第八十四条の規定は、倉庫の性能規定について準用する。

**第八十八条**　第八十三条第一項又は第八十四条の規定は、危険物置場及び貯油施設の性能規定について準用する。

2　（略）

一・二　（略）

**第八十九条・第九十条**　（略）

（移動式施設）

**第九十一条**　移動式施設の要求性能に関し省令第五十二条の告示で定める事項は、次条及び第九十三条に定めるとおりとする。

**第九十二条・第九十三条**　（略）

（その他の港湾の施設）

**第九十四条**　旅客乗降用固定施設、廃棄物埋立護岸、海浜並びに緑地及び広場の要求性能に関し省令第五十七条の告示で定める事項は、次条から第九十八条までに定めるとおりとする。

（旅客乗降用固定施設の性能規定）

**第九十五条**　第九十三条（第六号を除く。）の規定は、施設の種類に応じて、旅客乗降用固定施設の性能規定について準用する。

2　（略）

**第九十六条～第九十八条**　（略）

（荷さばき施設）

**第八十条**　荷さばき施設の要求性能に関し省令第四十四条の告示で定める事項は、次条から第八十三条までに定めるとおりとする。

**第八十一条～第八十三条**　（略）

（保管施設）

**第八十四条**　保管施設の要求性能に関し省令第四十六条の告示で定める事項は、次条から第八十七条までに定めるとおりとする。

**第八十五条**　第八十二条第一項の規定は、野積場、貯木場及び貯炭場の性能規定について準用する。

**第八十六条**　第八十三条の規定は、倉庫の性能規定について準用する。

**第八十七条**　第八十二条第一項又は第八十三条の規定は、危険物置場及び貯油施設の性能規定について準用する。

2　（略）

一・二　（略）

**第八十八条・第八十九条**　（略）

（移動式施設）

**第九十条**　移動式施設の要求性能に関し省令第五十二条の告示で定める事項は、次条及び第九十二条に定めるとおりとする。

**第九十一条・第九十二条**　（略）

（その他の港湾の施設）

**第九十三条**　旅客乗降用固定施設、廃棄物埋立護岸、海浜並びに緑地及び広場の要求性能に関し省令第五十七条の告示で定める事項は、次条から第九十七条までに定めるとおりとする。

（旅客乗降用固定施設の性能規定）

**第九十四条**　第九十二条（第六号を除く。）の規定は、施設の種類に応じて、旅客乗降用固定施設の性能規定について準用する。

2　（略）

**第九十五条～第九十七条**　（略）